

令和7年度
太田市公共施設照明LED化事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年7月
太田市

1 事業の主旨

太田市（以下「本市」という。）では、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、地域脱炭素の取組みを推進しており、その一環として公共施設の脱炭素化が求められている。また、高騰する電気料金に対応し、安定した財政運営を行うため、省エネルギー対策は急務である。

本事業は、温室効果ガス排出量ならびに消費電力量を削減することを目的とし、公共施設の照明器具について、LED化を図るものであり、その実施にあたり、民間事業者の優れたノウハウを活用し、事業期間、費用対効果等について、最良の提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2 事業概要

(1) 事業名称

令和7年度太田市公共施設照明LED化事業

(2) 対象施設

太田市内公共施設 40施設（別紙1「対象施設一覧表」のとおり）

(3) 照明器具の種類及び数量

様式1「既設照明・提案照明一覧表」のとおり

※様式1「既設照明・提案照明一覧表」については、市ホームページには掲載せず、応募資格があると認められたものに別途送付する。一覧には、既設照明器具の数、種類、高所設置器具の高さ、年間点灯時間、電気料金単価等の情報を記載する。

※現地調査の結果、又は本市の都合等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

(4) 契約方式

賃貸借契約（120カ月）

※地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

※本事業で賃貸借した照明器具については、賃貸借期間終了後、本市に無償譲渡されるものとする。なお、当該賃貸借物件にかかる固定資産税は事業者課税されないものとする。

(5) 事業内容

別紙2「仕様書」のとおり

(6) 提案限度額

650,720,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。なお、対象施設をAグループ及びBグループの2つに分類し、それぞれ期間を設けるものとする。ただし、本市にとって、効率的かつ効果的であると認められる場合は、異なるグループでの提案も可とする。

ア 準備期間

【Aグループ】 契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

【Bグループ】 令和9年4月1日（木）から令和10年2月29日（火）まで

イ 賃貸借期間

【Aグループ】 令和8年10月1日（木）から令和18年9月30日（火） 120カ月

【Bグループ】 令和9年10月1日（金）から令和19年9月30日（水） 120カ月

当該賃貸借期間は、各賃貸借開始日の前日までに設置、検査、及び調整等が完了した施設に係るものとし、それ以後に設置等が完了した施設に係る賃貸借期間は別途設定する。この場合において、賃貸借期間は賃貸借開始日から120カ月とする。

3 スケジュール

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお本市の都合により予定を変更する場合がある。

令和7年	7月	4日（金）	公告
	7月	4日（金）	応募申込書受付開始・質問書受付開始
	7月	11日（金）	質問書提出期限
	7月	18日（金）	質問書回答予定日
	7月	28日（月）	応募申込書提出期限
	8月	4日（月）	応募資格確認結果通知
	9月	12日（金）	企画提案書提出期限
	9月	下旬	プレゼンテーション及びヒアリング審査
	10月	上旬	優先交渉権者の決定及び通知
	10月	上旬	基本協定締結
	10月	上旬 ～	優先交渉権者による現地調査・詳細設計
令和8年	1月	中旬 まで	契約内容に関する協議
	1月	中旬	見積書提出及び賃貸借仮契約締結
	2月	下旬	賃貸借契約の議会議決（議決後、本契約へ移行）
	4月	以降	LED照明器具設置

4 応募形態

本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロポーザルの応募申込時に全構成員を明らかにすること。なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

- ア リース役割 照明器具の賃貸借及び契約等の諸手続
- イ 施工役割 照明器具の設置作業に係る全ての業務
- ウ その他の役割 上記ア、イ以外の本事業に必要とされる業務

(2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く）の下請となる事業者は含まない。
- イ リース事業者を代表者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 応募申込書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

5 応募資格

(1) 応募者（構成員含む）は次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- イ 公告日から契約締結日までに、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- エ 国税、都道府県税、及び市町村税を完納していること。
- オ 公告日から契約締結日までに、「太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」に基づく排除措置を受けていないこと。

(2) リース事業者は、太田市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）において、「（資格：物品・役務）（分類：リース）」に登録があること。

(3) リース事業者は、国又は地方公共団体発注の照明LED化事業（賃貸借又はESCO事業）において、平成27年4月以降に契約実績を有すること。

(4) 施工役割を担う事業者は、資格者名簿「（資格：建設工事）（業種：電気）」に登録があり、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。
また、市内に本店又は支店を有し、平成27年4月以降に国又は地方公共団体発注の公共施設電気設備工事について、元請として履行完了した実績があること。

6 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルに関するすべての書類作成および提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出された書類は返却しないものとする。なお、提出された書類については本事業の審査以外の目的には使用しない。提出書類の著作権は、契約締結前にあっては、それぞれの応募者に帰属するが、契約締結時点で本市に帰属するものとする。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 情報公開

提出書類について太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）第5条に基づく開示請求があったときは、同条例第6条各号に規定する不開示情報を除き、公開することがある。

(5) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

(6) 1 応募者の複数提案の禁止

1 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 複数の応募者の構成員になることの禁止

1 応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(8) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(9) 提出書類の変更の禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(10) 虚偽の記載の禁止

応募申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、応募申込書及び提案書を無効とする。

7 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等について不明な点がある場合は、下記の方法により提出すること。なお、個々の照明器具及び参考図面に関する質問には回答しない。

(1) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項（会社名、担当者名）及び質問内容を入力すること。なお、所定の方法以外の手段による質問には回答しない。

専用フォームURL：<https://logoform.jp/form/VswA/729299>



(2) 提出期限

令和7年7月11日(金)午後5時まで

上記期限を過ぎた場合は、専用フォームにアクセスできなくなるため、留意すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せたうえで、令和7年7月18日(金)までに市ホームページに随時掲載するものとする。

8 応募申込書の提出

(1) 提出方法および提出先

下記の期日までに事務局へ持参(土日祝日を除く)又は郵送(書留郵便に限る)にて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を電話により行うこと。郵送する場合は、提出期限内に必着とし、提出期限内に電話により到着状況の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(2) 提出期限

令和7年7月28日(金)午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出書類

ア 様式2「応募申込書」

イ 様式3「グループ構成表」

リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

ウ 様式4「会社概要」

設立年月日、代表者氏名、事業内容、年間売上金額、営業所一覧、従業員数及び会社の特徴等について具体的に記載し、構成員ごとに提出すること。なお、会社パンフレット等で記載要件を満たしている場合は、それを添付することで代えることができる。

施工役割の構成員については、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、電気工事業としての建設業の許可証の写しを添付すること。

エ 様式5「委任状」

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。なお、リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

オ 様式6「事業実績調書」

平成27年4月以降の国又は地方公共団体発注の同種事業について、受注実績を記載すること。また、実績が分かる書類(契約書等)の写しを添付すること。なお、施工役割を担う事業者において、本市が発注したLED照明器具設置又は更新工事の実績があれば優先的に記載すること。その他役割については、実績がある場合のみ記載すること。

○同種事業の定義

リース役割・その他役割：国又は地方公共団体が発注した公共施設LED照明賃貸借

施工役割：国又は地方公共団体が発注した公共施設電気設備工事

カ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※

申込日3カ月以内に発行されたもの。

キ 納税証明書（直近の事業年度分）※

国税、都道府県税、及び市町村税のうち、該当するものについて未納がないことを証明する官公署発行の証明書で、申込日3カ月以内に発行されたもの。

ク 財務諸表等 ※

最新決算年度及びその前年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等を綴じたもの。
なお、写しでも可とする。

※カ～クについては、資格者名簿に登録がない構成員に限り提出すること。

(4) 応募資格確認結果通知

応募申込書（添付書類含む）を提出し、応募資格要件を満たすと判定された応募者（グループの場合はその代表者）には、令和7年8月4日（月）までに通知し、あわせて様式1「既設照明・提案照明一覧表」を送付する。なお、応募資格要件を満たさないと判定された応募者には、その理由を付し、通知する。

(5) 応募の辞退

プロポーザル応募申込書を提出した応募者が応募を辞退する場合は、様式7「応募辞退届」を令和7年9月12日（金）午後5時までに提出すること。

(6) 参考図面の交付

応募資格要件を満たすと判定された応募者について、参考図面の交付を希望する場合は、電話で事前連絡のうえ、事務局まで様式8「参考図面交付申請書」とデータ保存用のDVD-R等（USBメモリ不可）を持参すること。データは即日交付を行う。なお、施設によっては、参考図面が存在しない又は現状と相違する部分がある点について留意すること。

・参考図面 電灯設備図、照明器具姿図、建築竣工図（一部施設のみ）

・受付時間 午前9時～午後4時（土日祝日を除く）

9 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出方法および提出先

下記の期日までに事務局へ持参（土日祝日を除く）又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を電話により行うこととし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も提出期限内に必着とし、提出期限内に電話により到着の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(2) 提出期限

令和7年9月12日（金）午後5時必着

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、本市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、応募を辞退したものとする。理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 作成要領

ア (4) 提出書類一覧表に掲げる書類のうち、「提案書提出届」及び「既設照明・提案照明一覧表」を除く各書類について、紙媒体により正本1部と副本10部の計11部を1部ずつフラットファイルに綴じて提出すること。

イ 「提案書提出届」及び「既設照明・提案照明一覧表」については、正本のみに添付し、「既設照明・提案照明一覧表」については、電子データをエクセル形式のままCD-Rにて提出すること。

ウ 企画提案書はA3サイズ片面10枚以内(任意様式)とし、文字サイズは12ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

エ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。

オ 1者1提案とすること。

(4) 提出書類一覧表

番号	名称	留意事項	様式	提出	
				正本	副本
1	提案書提出届	○関係書類に不備がないことを確認すること。	様式9	○	
2	既設照明・提案照明一覧表	○提案照明は、既設照明の仕様等に基づき選定すること。 なお、一覧に記載がない仕様等であっても、室用途等を踏まえ、適切に判断のうえ、選定すること。 ○電気料金については、各器具の年間点灯時間及び各施設の電気料金単価に基づき計算すること。 ○温室効果ガス排出量については、以下の排出係数を用いて算定すること。 ・高圧受電施設 0.341 (kg-CO ₂ /KWh) ・低圧受電施設 0.423 (kg-CO ₂ /KWh) ○提案照明については、原則として既設照明と同位置及び同台数を前提とし、台数を減らす提案は認めない。	様式1	○	
3	企画提案書	○仕様書に基づき、(5) 企画提案書の内容について記載すること。 ○選定委員が審査の際に評価しやすいよう、別紙「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。	任意	○	○

番号	名称	留意事項	様式	提出	
				正本	副本
4	削減効果一覧	○全ての対象施設のLED化が完了した場合の電気使用量、電気料金及び温室効果ガス排出量を記載すること。 なお、様式Ⅰ「既設照明・提案照明一覧表」と整合性を図ること。	様式Ⅰ〇	○	○
5	見積書	○本事業に要する費用の総額とともに、内訳として、器具費、施工費、維持管理費、その他必要な経費等を明記すること。また、施設ごとの賃貸借料が分かるよう内訳を明記すること。 ○見積金額は税込みとすること。	様式ⅠⅠ	○	○

(5) 企画提案書の内容

ア 実施方針

本事業の全体的な実施方針を記載すること。また、事業実施に関して、以下の点について具体的に記載すること。

(a) 実施体制

本事業の人員配置、役割分担等について記載すること。また、事業責任者及び各役割担当者等を明確にし、事業責任者及び各担当者の経歴や担当業務（同種事業を含む）、同種事業の担当実績について記載すること。

(b) 現地調査・詳細設計

現地調査の人員配置、スケジュール、調査方法、調査項目、及び現地調査を踏まえた設計方針等について記載すること。

(c) 器具選定

品質や性能、安全性、及びその他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(3) 作成要領に規定する枚数には含めないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

(d) 施工計画

本実施要領に定める各グループの準備期間、別紙Ⅰ「対象施設一覧表」に記載の各施設の工事不可期間、及び留意事項等を踏まえ、施工計画を立案すること。また、施工方法やスケジュール等について、施設運営や市民利用に対する配慮又は工夫する点を記載すること。

(e) 品質管理

施工の品質を確保するための施工監理方法、試験方法、及び基準値等について記載すること。

(f) 廃棄物の処理

既設照明器具の撤去後の処理方法について記載すること。

(g) 維持管理

不具合時の対応体制等について記載すること。また、保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

イ 市内事業者の活用

本事業の実施にあたり、各役割に従事する事業者について、請負区分（元請け、一次下請）、事業者名、所在地及び作業区分等を明確にし、全体の事業費用のうち、各事業者が負担する金額割合について記載すること。

ウ 独自提案

上記ア、イ、及び別紙2「仕様書」に記載の内容以外に、独自の判断により本事業に必要であると思われる内容がある場合、及び事業を行う上で本市に有益であると思われる内容については、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費は、提出する見積額に含むものとする。

10 プレゼンテーション及びヒアリング審査

(1) 日程

令和7年9月下旬

(2) 場所

太田市役所本庁舎内 会議室

(3) 出席者

出席者は、説明者を含め5人までとし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者のみとする。なお、説明者は、事業責任者を主とすること。

(4) 発表時間（目安） ※実際の時間構成は別途通知する。

発表は、提案説明20分、質疑応答20分で行う。

※準備や片付けの時間は含まない。

(5) 留意事項

ア 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用スライドを除く追加資料の持込は控えること。

イ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。

ウ 市のスクリーンをあらかじめプレゼンテーション会場に設置する。提案者は、必要に応じてパソコンやプロジェクター等の機材を用意し、映像を投影することができる。なお、発表前の機材準備の時間は10分程度とし、発表時間に含まない。

エ 提案説明については、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いたスライドは、審査時にCD-Rで提出すること。

11 優先交渉権者の選定

(1) 審査委員会の設置

市職員で構成する審査委員会を設置し、審査する。なお、公平性、公正性を確保するため、委員は非公開とする。

(2) 審査委員会の運営

審査委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とする。

(3) 評価基準

審査における評価の基準は、別紙3「評価基準」のとおりとする。

(4) 審査方法

ア 審査委員会の各委員が提案についてそれぞれ評価し、各委員の採点の合計が最も高いものを優先交渉権者として選定する。なお、最高得点のものが複数であった場合は、評価基準「事業コスト」の点数が高いものを優先交渉権者として選定する。優先交渉権者が辞退した場合、又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者を優先交渉権者に選定する。

イ 全委員の合計点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

ウ 本プロポーザルへの応募を承諾した事業者が1者の場合であっても審査委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合にはその事業者を優先交渉権者に選定する。

(5) 審査結果

ア 審査委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知する。

ウ 審査結果のメール通知後、市ホームページにて結果を公表する。

エ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

12 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書に虚偽内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) 見積金額が提案限度額を上回った場合

13 契約の締結

(1) 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、賃貸借契約の締結に向けた協議を実施するため、基本協定を締結する。なお、優先交渉権者は自己の責任と費用負担をもって、事業実施に必要な準備行為を行うことができるものとし、本市は必要かつ可能な範囲で協力するものとする。

(2) 現地調査・詳細設計

優先交渉権者は、基本協定に基づき、各施設について現地調査を行ったうえで、様式Ⅰ「既設照明・提案照明一覧表」を現況に即した内容に更新するほか、提案内容や現地調査結果を踏まえ、適切なLED化の検討及び詳細設計を実施すること。また、企画提案時との器具数量や仕様の変更、金額の増減に関する内訳明細書を作成し、本市と契約内容について協議を行ったうえで、改めて見積書を提出すること。なお、金額の変更を要する場合は、原則として企画提案時の単価を基準とする。

なお、協議が整わなかった場合には、審査結果において次点の提案者と基本協定を締結し、協議を行うこととする。

(3) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、賃貸借契約を締結する。なお、本契約は太田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年太田市条例第81号）に基づく太田市議会の議決を得る必要があり、議決を得られない場合は契約を行わない場合がある。この場合において、本市はいかなる責めも負わない。

(4) 契約の枠組み

ア 契約当事者

発注者（本市）及び受注者（リース事業者）

イ 締結時期

（仮契約）令和8年1月中旬予定

（本契約）令和8年2月下旬予定 ※太田市議会の議決が得られた場合

ウ 契約の概要

企画提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

企画提案書等で提示された金額をもとに、協議により決定する。

(5) 事業実施におけるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として、別紙4「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

14 事務局

太田市 企画部 行革推進課 行革推進係

住 所： 〒373-8718 群馬県太田市浜町2-35

電 話： 0276-47-1811（直通）

F A X： 0276-47-1885

Eメール： 005250@mx.city.ota.gunma.jp